

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	税の徴収に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

税の徴収に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

静岡県焼津市長

公表日

令和5年5月11日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
徴収・滞納整理関係情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16・101の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27・121の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部納税促進課
②所属長	納税促進課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
徴収・滞納整理関係情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	以下、①または② ①各種事務で使用するため、職員、法人、共有代表、医療機関、住民以外の宛名として登録された対象者(納税義務者、義務者、及び納税義務者以外の関係者、世帯員等を含む) ②①かつ各税・各料金における納税義務者、義務者(納税義務者以外の関係者、世帯員等を含まない)。
その必要性	収納状況の把握、猶予措置(分納等)、滞納処分の執行において、正確に個人を特定し、滞納者に係る情報を名寄せする必要がある。また、他団体に対する滞納者に関する実態調査依頼、他団体からの滞納者に関する実態調査の回答においても同様に、正確に個人を特定し、滞納者に係る情報を名寄せする必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (滞納者に関する記事、口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報:以下のために保有。 ①納税義務者への督促状、催告書、還付通知書を送付するため、②本人への連絡等のため、③滞納者宅への訪問徴収、納税相談、滞納処分執行等のため、④過誤納金の還付に係る事務手続きのため ・地方税関係情報:各税、各料金の収滞納管理を行うために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	納税促進課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	各税、各料金の徴収簿の管理、滞納整理、滞納処分、還付事務に係る手続き及び執行。								
④使用の主体	使用部署	行政経営部納税促進課							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	I 徴収に関する事務 ・各税、各料金の徴収簿より調定に対する収納状況を把握し、滞納者へ滞納税額、延滞金の徴収を行う。 ・滞納者の実態、保有する各財産等(不動産、預貯金、保険、年金、その他動産、所得・収入、その他生活の状況に関する情報)を調査する。 II 督促状(催告書)、還付通知書の発送 ・滞納整理、滞納処分に向け、督促状(催告書)を発送する。 ・過誤納金の還付にあたり、還付通知書を発送する。 III 納税相談(納税猶予) ・滞納者に対する納税相談、納税猶予に係る各種申請により、分割納付、延滞金の減免等の措置について審査、決定する。 ・適宜、猶予、その他滞納整理に関する経過を記事に記録する。 IV 滞納処分の執行に係る手続き及び執行 ・差押書等の滞納処分に関連する通知書の送付、その他滞納処分の執行に係る手続きを行う。また執行する。 V 過誤納金の還付に係る手続き及び執行 ・過誤納金の還付先の調査にかかる手続きを行い、執行する。								
	情報の突合	(1) 宛名情報と地方税関係情報を突合して、個人番号・法人番号の真正性を確認する。【上記 I】 (2) 宛名情報と住民票関係情報、地方税関係情報、滞納者調査関係情報を突合して、個人番号・法人番号による滞納者に関する実態調査の依頼又は回答を行う。【上記 I】 (3) 宛名情報と地方税関係情報、滞納処分関係情報、督促状発送情報、還付通知書発送情報、納税猶予関係情報、記事情報を突合して、個人番号・法人番号の名寄せで照会する、又は名寄せで催告に係る帳票等を作成する。【上記 I、II、III、IV】 (4) 宛名情報と地方税関係情報を突合して、公金受取口座の真正性を確認する。【上記 V】							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	収滞納管理システムのシステム保守における特定個人情報ファイルの一部の取扱い	
①委託内容	収滞納管理システムのシステム保守を行うために必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 SBS情報システム	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<焼津市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

宛名情報

個人番号、宛名番号、統合宛名番号、世帯番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、行政区コード、支所コード、地区コード、班コード、住民でなくなる日、住民でなくなる事由

分納誓約

誓約日、解除、分納区分、誓約区分、代理人氏名、郵便番号、住所1、住所2、住所3、電話番号、次回来庁日、次回誓約日、誓約理由、開始年月、納付方法、納付日、口座振替日、処理サイクル、先入金額、金額、回数、解除日、解除区分、加算月1、加算額1、控除月1、加算月2、加算額2、控除月2、加算月3、加算額3、控除月3、加算月4、加算額4、控除月4、督促基準日、延滞基準日、備考連番

分納備考

誓約日、分納誓約備考

分納期別

誓約日、解除、管理人宛名番号、科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号

口座

解除、金融機関コード、支店コード、支店枝番、義務者氏名、名義人氏名漢字、名義人氏名カナ、預金種別、口座番号

分納詳細

誓約日、解除、誓約区分、納付年月、猶予区分、納付期限

分納優先設定

誓約日、猶予、年度、納期限、現年、本税、優先1、優先2、優先3、パターン

分納調定

調定区分、管理番号1、管理番号2、管理人宛名番号、科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、内訳未金額、内訳督促料、内訳延滞金、元調定

延滞金管理

科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、計算開始日、計算終了日

延滞金減免申請

受付番号、申請日、起案日、調査日、決裁日、申請者氏名、申請者郵便番号、申請者住所、納税義務者宛名番号、納税義務者氏名、納税義務者郵便番号、納税義務者住所、減免申請区分、減免割合(分子)、減免割合(分母)、申請理由、減免決定区分、減免決定割合(分子)、減免決定割合(分母)、減免決定理由、取消日、取消理由

期別毎延滞金減免

受付番号、科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、決裁区分、減免調定額、延滞金基準日、延滞金(減免前)、延滞金(減免後)

不動産公売管理

公売公告日、公売番号、起案日、決裁日、宛名番号、備考、公売状況、開始日、開始時間、終了日、終了時間、公売場所、公売方法、入札日、入札時間、入札場所、開札日、開札時間、開札場所、売却日、売却時間、売却場所、代金納付期限、代金納付時間、代金納付場所

口座登録・連携ファイル関係情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
徴収・滞納整理関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面様式を決定する際、本人が同居親族等以外の情報を誤って記載することがないようにチェックを行う。 ・市内又は他市町村から情報を入手する際も、本人以外の情報を入手しないよう、事務マニュアルを作成。また実際に入手する際は上長の許可を得て行き、担当者及び上長にてダブルチェック。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	取滞納管理システムからは、当該事務で扱う科目（税・料金）に関する徴収・滞納整理関連情報ファイル及び、提供または移転されたファイルにのみアクセスでき、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないよう、アクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	取滞納管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDパスワードで認証を行っている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保存している。また記録は月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外の使用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者 ・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏えいを防ぐための保管に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・特定個人情報ファイルの取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察 ・監査を行うことができる ・委託契約終了後の特定個人情報ファイルの取扱い 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先を選定する際、委託先の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認している。チェック項目概要は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する規程、体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法及び個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供について、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書記したマニュアルを整備しており、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	初任時、及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	焼津市行政経営部納税促進課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 納税促進課054-626-1140
②請求方法	・「個人情報の保護に関する法律」及び「焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 ・市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、相応の処理期間を要する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年5月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市財政部納税促進課、財政部収納対策課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 納税促進課054-626-1140、収納対策課 054-626-2148	事前	
平成28年6月1日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託	株式会社 ティージェイエス	株式会社ベルキャリアール 静岡支店	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関における担当部署 ①部署	財政部納税促進課、財政部収納対策課	財政部納税促進課	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税促進課長 山梨 育宏、収納対策課長 田島 和幸	納税促進課長 櫛田 隆弘	事前	
平成29年1月26日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	焼津市財政部納税促進課、財政部収納対策課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 納税促進課054-626-1140、収納対策課 054-626-2148	焼津市財政部納税促進課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 納税促進課054-626-1140	事前	
平成29年1月26日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
令和1年11月29日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税促進課長 山梨 育宏、収納対策課長 田島 和幸	納税促進課長 小池 善栄	事前	
令和1年11月29日	基本情報 ⑥事務担当文書	財政部納税促進課、財政部収納対策課	納税促進課	事前	
令和1年11月29日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	1件	事前	
令和1年11月29日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託件数減により委託事項2の削除		事前	
令和1年11月29日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	焼津市総合政策部情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	

令和2年1月24日	1. 基礎項目評価	平成27年6月30日	令和2年1月24日	事前	
令和3年8月11日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署①部署	財政部納税促進課	行政経営部納税促進課	事後	
令和3年8月11日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をもリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をもリスト化したもの。	事前	
令和3年8月11日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	焼津市財政部納税促進課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1140	焼津市行政経営部納税促進課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1140	事後	
令和3年8月11日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和1年11月29日	令和3年8月11日	事後	
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財政部納税促進課、財政部収納対策課	行政経営部納税促進課	事後	

令和4年12月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者、義務者に対する徴収簿の作成、逐次更新。 ・再発行納付書の発行。 ・督促状(催告書)の発送。 ・納税義務者、義務者に関する滞納整理用の調査依頼書、各種通知書の発行。 ・滞納者の処分状況の管理。 ・不能欠損、時効完成日の管理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者、義務者に対する徴収簿の作成、逐次更新。 ・再発行納付書の発行。 ・督促状(催告書)、還付通知書の発送。 ・納税義務者、義務者に関する滞納整理用の調査依頼書、各種通知書の発行。 ・滞納者の処分状況の管理。 ・不能欠損、時効完成日の管理。 ・情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能。 	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の16・101の項	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27・121の項	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ・業務関係情報	<input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> その他(滞納者に関する記事)	<input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> その他(滞納者に関する記事、口座登録・連携ファイル関係情報)	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	<p>個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。</p> <p>・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報:以下のために保有。</p> <p>①納税義務者への督促状、催告書を送付するため、②本人への連絡等のため、③滞納者宅への訪問徴収、納税相談、滞納処分執行等のため</p> <p>・地方税関係情報:各税、各料金の収滞納管理を行うために保有。</p>	<p>個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。</p> <p>・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報:以下のために保有。</p> <p>①納税義務者への督促状、催告書、還付通知書を送付するため、②本人への連絡等のため、③滞納者宅への訪問徴収、納税相談、滞納処分執行等のため、④過誤納金の還付に係る事務手続きのため</p> <p>・地方税関係情報:各税、各料金の収滞納管理を行うために保有。</p>	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署(市民課)	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署(市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの

令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	各税、各料金の徴収簿の管理、滞納整理、滞納処分の執行に係る手続き及び執行。	各税、各料金の徴収簿の管理、滞納整理、滞納処分、還付事務に係る手続き及び執行。	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用者数	10人以上50人未満	100人以上500人未満	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの

<p>令和4年12月31日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法</p>	<p>I 徴収に関する事務 ・各税、各料金の徴収簿より調定に対する収納状況を把握し、滞納者へ滞納税額、延滞金の徴収を行う。 ・滞納者の実態、保有する各財産等(不動産、預貯金、保険、年金、その他動産、所得・収入、その他生活の状況に関する情報)を調査する。 II 督促状(催告書)の発送 ・滞納整理、滞納処分に向け、督促状(催告書)を発送する。 III 納税相談(納税猶予) ・滞納者に対する納税相談、納税猶予に係る各種申請により、分割納付、延滞金の減免等の措置について審査、決定する。 ・適宜、猶予、その他滞納整理に関する経過を記事に記録する。 IV 滞納処分の執行に係る手続き及び執行 ・差押書等の滞納処分に関連する通知書の送付、その他滞納処分の執行に係る手続きを行う。また執行する。</p>	<p>I 徴収に関する事務 ・各税、各料金の徴収簿より調定に対する収納状況を把握し、滞納者へ滞納税額、延滞金の徴収を行う。 ・滞納者の実態、保有する各財産等(不動産、預貯金、保険、年金、その他動産、所得・収入、その他生活の状況に関する情報)を調査する。 II 督促状(催告書)、還付通知書の発送 ・滞納整理、滞納処分に向け、督促状(催告書)を発送する。 ・過誤納金の還付にあたり、還付通知書を発送する。 III 納税相談(納税猶予) ・滞納者に対する納税相談、納税猶予に係る各種申請により、分割納付、延滞金の減免等の措置について審査、決定する。 ・適宜、猶予、その他滞納整理に関する経過を記事に記録する。 IV 滞納処分の執行に係る手続き及び執行 ・差押書等の滞納処分に関連する通知書の送付、その他滞納処分の執行に係る手続きを行う。また執行する。 V 過誤納金の還付に係る手続き及び執行 ・過誤納金の還付先の調査に係る手続きを行い、執行する。</p>	<p>事後</p>	<p>令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの</p>
<p>令和4年12月31日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合</p>	<p>(1)宛名情報と地方税関係情報を突合して、個人番号・法人番号の真正性を確認する。【上記I】 (2)宛名情報と住民票関係情報、地方税関係情報、滞納者調査関係情報を突合して、個人番号・法人番号による滞納者に関する実態調査の依頼又は回答を行う。【上記I】 (3)宛名情報と地方税関係情報、滞納処分関係情報、督促状発送情報、納税猶予関係情報、記事情報を突合して、個人番号・法人番号の名寄せで照会する、又は名寄せで催告に係る帳票等を作成する。【上記I、II、III、IV】</p>	<p>(1)宛名情報と地方税関係情報を突合して、個人番号・法人番号の真正性を確認する。【上記I】 (2)宛名情報と住民票関係情報、地方税関係情報、滞納者調査関係情報を突合して、個人番号・法人番号による滞納者に関する実態調査の依頼又は回答を行う。【上記I】 (3)宛名情報と地方税関係情報、滞納処分関係情報、督促状発送情報、還付通知書発送情報、納税猶予関係情報、記事情報を突合して、個人番号・法人番号の名寄せで照会する、又は名寄せで催告に係る帳票等を作成する。【上記I、II、III、IV】 (4)宛名情報と地方税関係情報を突合して、公金受取口座の真正性を確認する。【上記V】</p>	<p>事後</p>	<p>令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの</p>

令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)ファイル記録項目 口座登録・連携ファイル関係 情報	宛名情報 分納誓約 分納備考 分納期別 口座 分納詳細 分納優先設定 分納調定 延滞金管理 延滞金減免申請 期別毎延滞金減免 不動産公売管	宛名情報 分納誓約 分納備考 分納期別 口座 分納詳細 分納優先設定 分納調定 延滞金管理 延滞金減免申請 期別毎延滞金減免 不動産公売管 口座登録・連携ファイル関係情報	事後	令和4年1月1日施行の法改正 に伴うもの
令和5年5月11日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ①連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システ ム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の 2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担 当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の 2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和3年8月11日	2023/5/11	事後	
令和5年5月11日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ②請求方法	・焼津市個人情報保護条例に基づき、必要事項 を記載した開示請求書を提出する。 ・市ホームページ上に、請求先、請求方法、請 求書様式等を掲載している。	・「個人情報の保護に関する法律」及び「焼津市 個人情報の保護に関する法律施行条例」に基 づき、必要事項を記載した開示請求書を提出す る。 ・市ホームページ上に、請求先、請求方法、請 求書様式等を掲載している。	事後	
令和5年5月11日	IIIリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 特定個人情報の提供移転に 関するルール ルール内容及びルール遵 守の確認方法	・番号法及び番号市個人情報保護条例の規定 に基づき認められる特定個人情報の提供につ いて、具 体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き だしたマニュアルを整備しており、マニュアル通 りに特定 個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情 報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを 理解してい るか確認する。	・番号法及び個人情報保護法の規定に基づき 認められる特定個人情報の提供について、具 体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き だしたマニュアルを整備しており、マニュアル通 りに特定 個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情 報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを 理解してい るか確認する。	事後	